

## 庁議における審議要旨

### 日時

令和8年1月16日（※書面開催）

### 場所

庁議室

### 出席者（※書面開催）

区長、副区長、副区長、教育長、総務企画部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、健康推進担当部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、土木担当部長、会計管理部長、教育部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長、広報課長

### 付議案件

- 1 学校施設建替え計画の検討状況（中間報告3回目）について

### 審議の要旨

- 1 学校施設建替え計画の検討状況（中間報告3回目）について  
庁議メンバーに資料を配布し、特段の意見なく、了承。

### 配付資料

- 1 学校施設建替え計画の検討状況（中間報告3回目）について



庁議付議予定案件  
(令和8年1月16日)

1 学校施設建替え計画の検討状況（中間報告3回目）について

(教育施設課)

○ 今後の庁議日程

1月23日（金） 午後 4時00分～

1月30日（金） 午後 1時00分～



## 学校施設建替え計画の検討状況（中間報告3回目）について

内 容	<p>1 概要 学校施設建替え計画案について、中間報告2回目から変更を行うとともに、建替えに伴う教育の質の向上についての考え方をまとめたので、3回目の中間報告を行う。</p> <p>2 これまでの経緯          令和6年12月 4日 文教・子育て支援委員会報告（中間報告）          令和7年 7月 1日 文教・子育て支援委員会報告（中間報告2回目）          7月～10月 小中学校長会、町会連合会、小中学校PTA連合会、瑞光小・汐入小・汐入東小・六瑞小・六日小の在校生保護者等、区立・私立保育園及び幼稚園園長地区委員会会長等への説明          10月16日 文教・子育て支援委員会報告（保護者説明会実施状況及び今後の予定）          11月 町屋・日暮里地区委員会への説明</p> <p>3 中間報告2回目からの変更点等          (1) 代替校舎の候補地について          新たに荒川遊園B地区を候補地とし、これに伴い第六瑞光小敷地内について候補地から除外する。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th>【中間報告2回目時点】</th></tr> <tr><td>代替校舎候補地</td></tr> <tr><td>生涯学習センター</td></tr> <tr><td>汐入東小</td></tr> <tr><td>第五中敷地内</td></tr> <tr><td>第六瑞光小敷地内</td></tr> </table> <div style="font-size: 2em; margin: 0 20px;">➔</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th>【変更後】</th></tr> <tr><td>代替校舎候補地</td></tr> <tr><td>生涯学習センター</td></tr> <tr><td>汐入東小</td></tr> <tr><td>第五中敷地内</td></tr> <tr><td><u>荒川遊園B地区</u></td></tr> </table> </div> <p>(2) 荒川遊園B地区を候補地とした理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間報告2回目時点の代替校舎候補地である4か所は、区の東側に多く位置しており、荒川遊園B地区に代替校舎を確保することで、可能な限り近い場所に代替校舎を設置することができる。</li> <li>・ 中間報告2回目時点の検討状況では、尾久地域の学校は、汐入東小や生涯学習センターの代替校舎に通う想定となっていたが、荒川遊園B地区の代替校舎に変更することで、通学時間の短縮、児童の負担軽減、保護者の不安の軽減を図ることができる。</li> <li>・ 荒川遊園B地区の周辺には、スポーツハウスと運動場があるため、改めて整備することなくプール授業や校庭として利用できる。</li> <li>・ 第二期以降の建替え時にも代替校舎として活用することで、尾久地域の児童生徒の負担軽減等に繋がる。</li> </ul>	【中間報告2回目時点】	代替校舎候補地	生涯学習センター	汐入東小	第五中敷地内	第六瑞光小敷地内	【変更後】	代替校舎候補地	生涯学習センター	汐入東小	第五中敷地内	<u>荒川遊園B地区</u>
【中間報告2回目時点】													
代替校舎候補地													
生涯学習センター													
汐入東小													
第五中敷地内													
第六瑞光小敷地内													
【変更後】													
代替校舎候補地													
生涯学習センター													
汐入東小													
第五中敷地内													
<u>荒川遊園B地区</u>													

(3) 荒川遊園B地区を活用するための流れ

・都市公園内に占用許可を得て代替校舎を設置することになるため、国家戦略特別区域法などの活用に向けて、関係機関と協議を進めていく。

※なお、当該地区を活用する場合には、遊びと学びのハイブリット施設として再整備する方針を変更することとなる。

4 新たなロードマップの考え方

◆教室不足への対応のため六日小の1校目着手（令和13年度）は変更せず、生涯学習センターの代替校舎としての活用時期も変更しない。

◆尾久地域の学校は、より近い代替校舎を利用できるよう代替校舎を荒川遊園B地区とし、令和15年度から活用する。

◆尾久宮前小は、荒川遊園B地区に比較的近いことから、最初にこの代替校舎を活用することとし、4年前倒しする。このため、赤土小を第二期へ変更し、これに伴い、第四峡田小を第一期に繰り上げる。

通学について

・可能な限り近い代替校舎に通学できるよう変更し、より安全な通学ができるようにする。

⇒第二峡田小→生涯学習センター、尾久宮前小・赤土小→荒川遊園B地区、第四峡田小→第五中

※第二期以降も、尾久地域の学校は荒川遊園B地区の活用を検討する。

小中一貫教育について

・第七峡田小・第五中：令和11年構想・設計に着手（2年前倒し）し、開校を令和20年度から令和18年度にする。

・赤土小・第九中：荒川遊園B地区の代替校舎を利用できるよう令和17年構想・設計に着手（2年後倒し）し、開校を令和22年から令和24年度にする。

統合等に関して

<汐入東小>

・合意形成の時間を確保するため閉校時期を3年後倒しにし、令和15年度末とする。

<瑞光小>

・代替校舎として活用する汐入東小の閉校を3年後倒しにすることから、新校舎の供用開始を令和18年度から令和21年度とする。

・汐入東小代替校舎へのバス通学は変更なし。

<第六瑞光小>

・瑞光小の新校舎が出来る前年度の令和20年度末までの設置とする。

・汐入東小の代替校舎は利用しない。このため、バス通学はしない。

・その後は、既存校舎を解体のうえ、新たに多様な学びができるような場等について検討する。

◆新たなロードマップ案は別紙1のとおり

## 5 建替え期間中の対応

### (1) 通学の方法について

代替校舎が歩ける範囲にある場合は、徒歩での通学とするが、距離のある場合には、スクールバス等の通学手段とするなど、他自治体事例等を参考に、区内の道路や交通状況を考慮し、安全安心に通学できるよう具体的な検討を進めていく。

### (2) 子ども達への対応について

建替え期間中、児童生徒の心理的負担を軽減するために、スクールカウンセラー等による相談体制の充実などを図る。

校舎の建替えという特別な経験であることを前向きに捉えるために、建替え中の工事現場や建設工程の見学などを通して、興味・関心を引き出す機会とすることを検討する。

### (3) 学校施設の利用について

学校施設は、様々な用途で地域の方に利用されているため、建替え期間中の対応について、各学校施設について検討を進める。

特に、災害時の避難所について、建替え対象校の近隣において、代替となる場所を関係部署と連携し検討する。なお、避難所が変更となる際には、相当の期間を設けて混乱が生じないように周知に努める。

## 6 教育の質の向上についての考え方

### (1) 新しい学校の施設について

#### ア) 新しい学校の整備方針

建替え後の新しい学校は、下記の5つの視点を基本に、伝統や個性、地域性等を考慮して、学校ごとに特色のある活動や多様な教育活動を推進できる校舎としていく。また、設計の際には地域の方々等も含めてどのような学校にしていくのか、議論する場やワークショップ等の開催も検討し、地域一体となり新しい学校を作っていく。

- ・新しい時代の学びの実現※
- ・安全安心
- ・快適な空間及び維持管理のしやすさ
- ・環境に配慮し、持続可能な社会に資する
- ・地域の拠点

※「新しい時代の学び」とは、文部科学省が提唱している、現代社会の変化に対応するための新しい教育のあり方であり、これまでの「知識の詰め込み」から「知識をどう活用するか」について、学習の目的と方法を転換することであり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実、AI化やグローバル化が進む予測困難な現代社会において、資質・能力の転換、「主体的・対話的で深い学び」の実現をしていくことである。

#### イ) 学校施設の整備水準

建替え後の学校施設については、一定の水準を確保するため、基本的な整備の考え方等をまとめた「学校施設整備水準」を策定予定である。例として、教室の面積の拡大、少人数教室・クールダウンスペース・登校サポートルーム・多目的スペースなど多様な空間の確保、学校図書館のさらなる充実、職員室など教職員の働きやすい執務環境の整備、施設の地域貸し出し機能や地域避難所機能の強化、バリアフリー対応などを検討し、教育環境の向上を図る。

(2) 小中一貫教育について

ア) 小中一貫型小学校・中学校と義務教育学校の違い

小中一貫校と義務教育学校の違いは、以下のとおりである。

区では、小学校と中学校のそれぞれの組織体制が形成できる小中一貫型的小学校・中学校を検討していく。

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
組織	小・中それぞれに教職員組織	1つの教職員組織
教員免許	所属する学校の免許が必要	原則小中学校両方の免許が必要
教育課程	9年間の系統性・体系性配慮がなされている教育課程の編成 9年間の教育目標の設定	
校名	既存校名は変わらないが、学校全体を呼ぶための通称名を小学校名と中学校名の前に付けるケースが一般的 例：〇〇学園+◇◇小・△△中 (※通称名+正式学校名)	既存の小学校と中学校の校名は廃止し、新たに義務教育学校としての校名をつける。 例：〇〇学園 (※正式学校名)

イ) 小中一貫教育のメリット・デメリット

小中一貫教育におけるメリット・デメリットとして以下が挙げられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>○異学年との交流の機会が増える</li> <li>○きめ細やかな指導により、中学校への進学に際して、子どもたちは速やかに順応できる</li> <li>○中1ギャップの緩和に寄与する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●9年間、同一集団と生活することによる人間関係の固定化</li> <li>●中学生とともに生活することによる小学生高学年のリーダー性・主体性の育成の困難さ</li> </ul>

ウ) 区がめざす小中一貫教育のすがた ※詳細は別紙2のとおり

区では、以下の4つの項目を目指すべきものとして、小中一貫教育を推進していく。

・9年間をとおした学び

小学校6年、中学校3年の学習内容を分断せず、9年間を一貫して見通すことで、学びのムダ・ムラをなくし、確かな学力を効率的に定着させる。

⇒指導の専門性と継続性によって、子ども達の「なぜ？」と「もっと知りたい！」を引き出す。

・中1ギャップの解消

子どもたちの不安を解消し、安心・スムーズな進級で「中1ギャップ」を無くしていく。

⇒進学の不安を「期待」に変え、小中一貫教育校の強みとする。

・豊かな人間性

施設が一体化することで、日常的に小中学生が交流する機会が生まれ、子どもたちの心を豊かに育む。

⇒9年間という長い時間軸の中で、多様な人間関係を築き、社会性を大きく伸ばしていく。

・一貫した連携体制

小学校の先生が中学校へ、中学校の先生が小学校へと、子どもたちの学習状況や生活面での情報を継続的に共有する。

⇒学校と家庭が手を取り合って見守る体制を構築する。

(3) 少人数指導について

ア) 新時代の「あらかわの学び」を支える柔軟な学習空間の創出

- ・全ての学校において、これまでの35人学級対応に加え、少人数指導やグループ学習へ柔軟に対応できる教室や、多様な学習形態を可能とするスペースを計画的に配置する。
- ・これにより、児童・生徒一人ひとりに「きめ細やかな指導」が行き届き、誰もが落ち着いて主体的に学べる未来志向の学習環境を整備する。

イ) ハードとソフトの両面で実現する質の高い教育体制

- ・建替え後の施設機能を最大限に活かし、学校規模に応じた適切な教職員配置を維持・充実させる。
- ・特に習熟度別少人数指導を担う教員を配置し、学級担任との連携のもとで、児童・生徒の可能性を最大限に引き出す指導体制の充実を図る。

(4) 特別支援教育等の充実について

ア) 建替えに合わせたハード面の充実

- ・肢体不自由のある児童生徒の負担軽減等の観点から、特別支援学級及び学級職員室を原則1階に配置する。
- ・障がいの有無に関わらず日常的な交流や共同学習が促進されるような教室の配置とする。
- ・気持ちを落ち着かせるためのクールダウンスペースや、多様な学習ができ教室に入りづらい児童生徒の居場所となる登校サポートルームを設置する。

イ) 多様な学びができる場等について

- ・不登校児童生徒の居場所や夜間学級等の様々な年齢や国籍の児童生徒が多様な学びを受けられる場等を検討していく。

今 後 の 予 定	令和8年 2月 4日	文教・子育て支援委員会 小中学校 PTA 連合会説明		
	下旬	総合教育会議 関係する学校の保護者説明会等 (瑞光小・第六瑞光小・汐入小・汐入東小)		
	3月 上旬	町会連合会説明		
	4月 以降	関係する学校の保護者説明会等 (第七峡田小・第五中・尾久宮前小) 地域への説明		
	8月	文教・子育て支援委員会 (素案の報告)		
	9月	パブリックコメントの実施		
	11月	文教・子育て支援委員会 (パブリックコメントの結果及び計画の報告) 学校施設建替え計画策定		
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
令和8年2月4日 文教・子育て支援委員会	委員会報告後	—	2月4日	—

第一期建替えロードマップ案

		←第一期→										←第二期→							
		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	
代替校舎	生涯学習センター（既存）	→		→		○第六日暮里小学校 代替校舎使用開始					○第二峡田小学校 代替校舎使用開始								
	第五中学校敷地内（新設）	→		→		○第七峡田小学校 代替校舎使用開始					○第四峡田小学校 代替校舎使用開始								
	荒川遊園B地区（新設）	→		→		○尾久宮前小学校 代替校舎使用開始					○赤土小学校 代替校舎使用開始								
	汐入東小学校（既存）						R15年度末 閉校予定		→		○瑞光小学校 代替校舎使用開始								
第一期対象校	第六日暮里小学校	→			生涯学習センター代替校舎					○小中一貫校供用開始 （諏訪台中学区の一部）									
	第七峡田小学校	→			第五中代替校舎					○小中一貫校供用開始 （第五中）									
	尾久宮前小学校	→			遊園B地区代替校舎					○新校舎供用開始									
	瑞光小学校	→					汐入東小代替校舎			○新校舎供用開始									
	第二峡田小学校	→					生涯学習センター代替校舎			○新校舎供用開始									
	第四峡田小学校	→					第五中代替校舎			○新校舎供用開始									

<第二期>

対象校	赤土小学校						→			遊園B地区代替校舎					○小中一貫校 供用開始 （第九中）			
	第六瑞光小学校											R20年度末 まで設置		→				

- : 構想・設計
- : 代替校舎改修・建設（解体含む）
- : 建替え（解体含む）

○第一期は、令和8年から令和17年までに設計に着手する小学校6校が対象。

○第二期以降の対象校は以下の予定だが、今後の学校施設の劣化状況、児童生徒数の推移、社会情勢等により建替えの順序を決めていく。

第二期対象校（R18～R27）

- |          |       |
|----------|-------|
| 第二瑞光小学校  | 第一中学校 |
| 第三瑞光小学校  | 第四中学校 |
| 第六瑞光小学校  | 第五中学校 |
| 第九峡田小学校  | 第七中学校 |
| 尾久小学校    | 第九中学校 |
| 赤土小学校    |       |
| 大門小学校    |       |
| 第一日暮里小学校 |       |

第三期対象校（R28～R37）

- |         |        |
|---------|--------|
| 第三峡田小学校 | 花の木幼稚園 |
| 第五峡田小学校 |        |
| 尾久西小学校  |        |
| 尾久第六小学校 |        |

※第二期のロードマップはR12頃策定予定



## ◆荒川区がめざす小中一貫教育のすがた

## 9年間をとおした学び

小学校6年、中学校3年の学習内容を分断せず、9年間を一貫して見通すことで、学びのムダ・ムラをなくし、確かな学力を効率的に定着させる。

## ▶9年間の小中一貫教育カリキュラム

小中の先生全員が、全学年の学習指導計画を共有・調整することで、復習や応用が最適なタイミングで行うことができる。

## ▶中学校の専門性を活用

中学校の理科、音楽、そして特に英語など、専門性の高い先生が小学校の指導にも積極的に関わる。

## ▶荒川区の特色「英語教育」

長年の英語教育の経験を活かし、9年間で系統的に指導することで、子どもたちが「使える英語力」を確実に身につけることができる。

⇒指導の専門性と継続性によって、子どもたちの「なぜ？」と「もっと知りたい！」を引き出す。

## 中1ギャップの解消

子どもたちの不安を解消し、安心・スムーズな進級で、いわゆる「中1ギャップ」をなくしていく。

## ▶環境の継続

慣れ親しんだ校舎、顔見知りの先生方がいる環境で、中学校生活をスタートできる。

## ▶学習の予習

小学校高学年（5・6年生）の段階から、中学校の先生が一部の授業に関わり、学習スタイルや授業の難易度について少しずつ慣れることができる。

## ▶心の準備

環境が劇的に変わらないため、子どもたちは学習に集中でき、不安なく中学校のスタートラインに立つことができる。

## ▶異年齢交流の充実

小学校高学年としてリーダー性を発揮しつつ、中学生から「学び」、より高度なリーダーシップへと成長する機会を得られる。

⇒進学不安を「期待」に変え、小中一貫教育校の強みとする。

## 豊かな人間性

施設が一体化することで、日常的に小中学生が交流する機会が生まれ、子どもたちの心を豊かに育む。

## ▶小学生の成長

中学生の真剣な学習態度や、部活動に励む姿を間近に見ることで、「自分もこうなりたい」という目標や憧れを抱き、小学校生活を積極的に送ることができる。

## ▶中学生の成長

委員会活動や学校行事で、下級生を指導するなど、手本となることで、強い「責任感」と「優しさ・思いやり」が育まれる。

⇒9年間という長い時間軸の中で、多様な人間関係を築き、社会性を大きく伸ばしていく。

## 一貫した連携体制

小学校の先生が中学校へ、中学校の先生が小学校へと、子どもたちの学習状況や生活面での情報を継続的に共有する。

## ▶一貫した相談体制

思春期における心や体の変化など、難しい時期の悩みも、9年間の成長過程を理解した先生が連携して相談に対応できる。

## ▶切れ目のない支援

万が一、子どもが学校生活でつまづいた際も、学校全体が一丸となって、継続的かつきめ細やかなサポートを提供する。

## ▶複数クラスの確保

一定のクラス規模を確保し、計画的なクラス替えを実施する。

⇒子どもの大切な9年間を、学校と家庭が手を取り合って見守る体制を構築する。

